

岐阜県職員(岐阜県立森林文化アカデミー 教員)募集のお知らせ

岐阜県立森林文化アカデミーは、「森林と人との共生」を基本理念として森林・自然及び森林文化に関する実学を教育する専修学校です。従来の教育機関の枠組みを超えて、地域に根ざした実践的な教育を重視しています。

また、当学は専修教育部門だけでなく、一般県民を対象とする生涯学習部門及び実務者を対象とした短期技術研修部門を併せた総合的人材育成を担っています。

この度、次に掲げる教育業務に熱意を持って当たれる人物を求めます。

I 募集する教育分野および人員

森林・林業分野 准教授クラスまたは講師クラス 1名

木材生産に関する実践的な技術の教育を担当し、本学の学生を、林業界で指導的な役割を果たすことができる技術者に育成できる方。

特に、木材生産等に関して実務的な実績を有し、今後、既存の木材生産技術の改善や新たな木材生産技術の開発ができる方。

○ 担当領域 森林利用（林業工学）

○ 担当科目 木材の伐採・集材搬出（架線系・車両系）、路網の計画・施工・維持管理に関する講義・実習（その他の講義・実習を受け持ていただくこともあります。）

II 提出書類

1 履歴書（顔写真を含む）

（1）職歴は、詳細に記載すること。

（2）資格の名称及び取得年月日は、略さず正しく記載すること。

① 資格の名称に変更があった場合には、新旧の名称を併記すること。

② 期間が更新された場合には、更新年月日も併せて記載すること。

2 事績書（項目ごとに一覧表にまとめてください。実績のない項目は「該当なし」としててください）

（1）実務【実務上での実績】

（2）教育【教育上での実績】

（3）研究【研究上での実績】

（4）その他特記事項があれば、それを記載したもの。

3 下記の抱負（各々500～800字程度）

（1）教育に対する抱負

（2）地域貢献に対する抱負

（3）研究に対する抱負

4 その他自己紹介書

5 現住所・連絡先（勤務先、自宅、その他緊急連絡先）

Ⅲ 応募条件等

1 応募資格

昭和30年4月2日以降に生まれた者で、担当する教育分野に関し専門的な知識・技術・技能等を有し、教育と就職指導を担当できる方。

ただし、次のいずれかに該当する方は応募できません。

- ① 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- ② 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでは又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ③ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 応募締め切り

平成26年6月30日（月曜日）（郵送とする。（当日消印有効））

3 選考方法

書類による第一次審査の上、合格者に対して面接を実施する。
面接の日程等は、別途文書で通知する。

4 採用予定

平成27年 4月 1日

5 服務・給与等

（1）身分及び服務

岐阜県職員の身分を有し、「地方公務員法」のほか「岐阜県職員服務規程」等の規定を適用する。

（2）給料・諸手当

「岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例」等の規定に基づき、民間等における職歴に応じて支給する。

（3）美濃市（勤務地）若しくはその周辺地域から通勤できることが望ましい。

6 問い合わせ・書類提出先

501-3714 美濃市曾代88

岐阜県立森林文化アカデミー事務局総務課

担 当 川嶋

TEL 0575-35-2525

FAX 0575-35-2529

e-mail info@forest.ac.jp

○応募書類は原則的に返却しませんので、ご承知おきください。

○採用日については、条件が合えば平成26年10月1日とする場合もあります。